

要 望 書

令和4年2月3日

京葉広域行政連絡協議会

1. 医療・看護及び福祉人材の確保について

医師や看護師をはじめとする医療・看護人材については、千葉県において「医学生や看護学生への修学資金の貸与等の確保対策」、「定着促進対策」、「再就業対策」等、医師及び看護師等確保策の取り組みがなされています。しかしながら、京葉3市においては依然として病院に勤務する常勤医師、特に小児科医師や産科医師の不足により、病床の閉鎖や輪番制参加医療機関からの脱退が生じ、市の救急医療体制の維持が大変困難な状況であり、医療機関等からも看護師の不足が深刻であるとの声も聞かれることなどから、人材の確保が喫緊の課題となっています。

介護や障がい福祉等の人材については、千葉県においては、令和元年度に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定し、人材確保や人材育成に向けた取り組みがなされているものの、今後、更なる高齢化の進展やサービスに対するニーズの多様化等に伴い、人材不足がさらに深刻化することが懸念されます。さらに、障がい福祉においては、求められる人材は介護と同じであるにも関わらず、「地域医療介護総合確保基金」の対象外となっているため、人材確保に向けた施策が介護に比べて遅れている状況となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに認め、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現には、処遇改善その他の一層強力な取組により、各種サービスを担う人材を確保することが不可欠です。

保育士について、県では、保育士の確保による待機児童の解消及び子育て環境の整備を目的として、民間保育士の給与の上乗せを行う処遇改善事業を実施していますが、京葉3市と近接する東京都の給与水準には未だ及んでいません。今後、安定して保育士を確保していくためには、新卒者及び潜在保育士を含めた就業支援を行うとともに、離職者低減のための就労環境の整備等に向けた更なる支援が重要です。

国においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として看護、介護、保育などの現場で働く方々を対象として収入を上げるための措置等を実施することとされていますが、人材不足の抜本的な解決に向け、更なる取組が求められます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 県全体の福祉の底上げを図るため、医療・看護に携わる人材及び介護、障がい福祉、保育等に携わる福祉人材の確保を進展させるよう国へ働きかけること。
- (2) 就労環境の整備や処遇改善など、東京都との格差が生じることのないように、人材の維持・確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。

2. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施しております。助成に係る費用は、千葉県基準に上乗せしている市単独事業分も含めると令和2年度決算で約35億3千万円（船橋市約17億9千万円、市川市約11億9千万円、浦安市約5億5千万円）となり、財政上大きな負担となっています。

県では、平成24年12月から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校3年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、地方自治体だけに任せるのではなく、国での対応が望まれます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であり、また、市町村による格差を是正するため、通院・調剤ともに入院と同じく中学校3年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の2分の1から3分の2に引き上げること。
- (2) 未就学児分の事業実施に伴う国民健康保険事業における国庫負担金の減額調整措置が平成30年度から廃止されたところであるが、就学児分に対する措置は依然として残存している状況にあるため、国庫負担金減額調整措置の全面廃止について国へ働きかけること。
- (3) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

3. 国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について

都道府県単位化以降も、加入者の医療費水準は高く、所得水準は低い等の国民健康保険制度の構造的問題は解消していないため、被保険者の保険税(料)負担は重い状態が続いています。また、制度改正に併せて毎年約 3,400 億円の公費拡充がされていますが、加入者の所得水準が比較的高く大規模な市町村については、都道府県単位化によってより多くの財政負担が生じており、拡充分を考慮しても財政運営は依然厳しい状況に置かれています。

各市では、保険税(料)の滞納整理対策の強化等、国保財政健全化対策に鋭意取り組んでいるものの、赤字補填のため、一般会計から決算補填等を目的とした多額の繰入を行っている例もあり、これを縮減させることが喫緊の課題となっています。

また、千葉県国民健康保険運営方針においても、決算補填等を目的とした一般会計繰入の計画的な解消・削減に努めることがうたわれています。

については、次の事項について要望します。

- (1) 国庫負担割合の引上げや、低所得者層及び子どもに対する負担軽減等、国の責任と負担においてさらなる財政基盤の拡充・強化策を講じるよう国へ働きかけること。
- (2) 保険税(料)の激変緩和措置の規模を縮小することなく継続すること。
- (3) 被保険者の負担の公平性に鑑み、財政運営の責任主体である県が主体的に県内保険税(料)水準の統一について早期に実現できるよう、課題の解決に向けて対応すること。

4. 増置教員の配置について

小学校・中学校・義務教育学校ともに標準学級数により増置教員の定数が定められています。標準学級数が11学級以下の小学校では増置教員の定数は1となるため、学級担任と教務の兼任をしなければならない学校がほとんどです。常に全教諭が授業を行っている状況のため、T.Tや習熟度別学習等のきめ細かな指導が展開できません。また、授業中教室を飛び出したりパニックを起こしたりする児童にも担任一人では対応せざるを得ない状況です。

市費で補助教員を任用して、増置教員が1名の学校や少人数指導の加配がついていない学校に補助教員を派遣し、きめ細かな指導を行っています。

また、中学校においては、標準学級数が30学級以上は増置教員数が一律15となっている状況です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 小学校の増置教員の定数を標準学級数1～11を2、12～23を3、24～30を4、31以上を5にすること。
- (2) 中学校の増置教員の定数を標準学級数31学級以上についても学級数に応じて増置教員の定数を見直すこと。

5. ホームの安全対策に係る鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金の交付について

現在我が国においては、鉄道駅ホームからの転落事故が依然として発生しています。県内においても令和3年度に入ってから 30 件を超える転落事故が発生しています。

京葉3市は都内に向けた通勤・通学者が多く、朝タラッシュ時にはホームが非常に混雑し転落事故につながる危険な状態にあるなど、駅ホームの転落防止対策は急務であります。

国から出された、ホームドアは視覚障害者等のためのバリアフリー施設であるとともに、一般利用者を含めた全ての利用者の安全性の向上を図るための施設でもあるという「ホームドアの更なる整備促進に向けた提言」により、鉄道事業者では整備の促進を図っているところですが、多額の整備費用がかかることもあり、京葉3市の駅における整備は一部に留まります。

現在、整備費用の一部については国及び市から補助金を交付しているものの、国からの補助が対象外とされる駅もあり、鉄道事業者にとって大きな負担となり整備促進の支障となっています。

また、市から鉄道事業者へ交付する補助金の一部については、県からの補助制度があるものの、利用者数 10 万人以上等の要件により補助対象外になる駅があり、補助対象額においても限度額が定められているため市の実負担額全額が対象とならない場合があります。さらに、交付額についても自治体の財政力指数に応じて算出されることなどから、京葉3市の負担が大きくなっています。

ついては、次の事項について要望します。

- (1) ホームドアや可動式ホーム柵の設置などの安全対策の実施が早期に図られるよう、鉄道事業者に対して設備の整備を進めるよう働きかけること。
- (2) 鉄道事業者による整備が進むよう、国に対して補助金交付のための財源確保に努めるよう働きかけること。
- (3) 鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金は、市が補助対象と決定した駅すべてを補助対象駅とすること。

- (4) 鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金は、市の実負担額全額を補助対象額とすること。
- (5) 鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金は、自治体の財政力指数に関わらず補助対象額の2分の1を補助金交付額とすること。また、補助金交付額が減額されることが無いよう財源確保に努めること。

浦安市

1. 境川河口部の水門及び排水機場の整備について

三方を海と河川に囲まれた本市にとって、水防対策は市政の最重要課題となっています。

また、県企業庁による公有水面埋立事業で造成された地域では、開発当初、自然流下により雨水排水がなされていましたが、地盤沈下によって、排水機能が著しく低下しており、強雨の際には各所で道路冠水が発生しています。

この解決のためには、境川河口部に水門及び排水機場を設置することが不可欠であり、本市ではこれまでも県に対し要望を重ねてきたところです。

これらの要望に対し、県と市で連携して調査等を行い状況把握に努めるとの回答がありました。昨今のゲリラ豪雨の増加や台風災害の甚大化から、更に踏み込んだ対応が求められます。

さらに、令和元年の台風19号の際には、東京湾における副振動により、海水面の大きな上昇が観測されており、振動の周期によっては、潮位の変化が著しく大きくなること懸念されます。

地盤沈下により低下した埋立地の地盤高や雨水排水施設の計画高を当初の高さに戻すことができない現状においては、単なる内水排除の問題に留まらず、津波や高潮、副振動なども含めた総合的な治水対策が必要であり、公有水面埋立事業を行ってきた県と共有すべき重要な課題です。

については、本市の財政負担を含めて協議を行い、境川河口部への水門及び排水機場を早期に整備するよう要望します。

浦安市

2. 第Ⅰ期埋立護岸における安全対策の早期実施及び再整備について

県が所有・管理する第Ⅰ期埋立護岸は、昭和55年に県の浦安地区第2期埋立事業の完了に伴い、海岸保全施設としての本来の役目は終えているものの、沿線の県道276号線に第二湾岸道路の道路計画もあったことから、そのままの形状で残されています。

東日本大震災以降、第Ⅰ期埋立護岸の破損や沈下等が顕著に表れており、沿線の地区住民から補修・修繕を望む要望が多数寄せられていることから、本市では県へ適切な維持管理を要望するとともに、今後のあり方について、県と協議をしているところです。

県より、突如第Ⅰ期埋立護岸の用地を「宅地」として売却する考えが示されましたが、これまで震災復旧等における本市と県の協議では宅地にするとの意向が示されたことはなく、沿線の道路計画等を踏まえると住宅地には相応しくない用地と考えています。また、護岸の随所に破損・沈下等が表れており、県が立入禁止としているが、住民の希望する十分な補修がされておらず、管理不足による事故の発生などが懸念されています。

埋立当初からの土地利用計画や浦安市総合計画などの観点から、第Ⅰ期埋立護岸用地を宅地として売却することはあり得ないものと考えます。

については、第Ⅰ期埋立護岸は現在も県道からの騒音等の緩衝機能など、沿線の住環境を保全する機能があることから、今後のあり方については公共公益性の観点を軸に検討し、県において緑道への転用等の再整備を行うよう要望するとともに、まずは、地区住民からの要望を踏まえ安全対策を早期に実施していただくよう要望します。

また、本市が整備主体となる場合は、用地の無償譲渡を前提としていただくよう要望します。

浦安市

3. 県道の液状化対策の実施について

東北地方太平洋沖地震とその余震により、市内の道路は、液状化現象による土砂の噴出やひび割れ、隆起による路面変状などの影響で、各所で通行障害が発生しました。

緊急輸送道路に指定されている幹線道路については、災害直後から避難、救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保する必要があります。

これまで、緊急輸送道路のうち市の幹線道路については、緊急車両の通行を確保するための液状化対策に取り組んでいるものの、市内県道では実施予定がありません。

今後起こり得る首都直下地震などに備え、災害時における国道 357 号を中心とした緊急輸送道路としてのネットワークを確保するには、市の幹線道路のみならず、県道部分においても対策が不可欠です。

については、緊急輸送道路に指定している県道について、液状化対策工事を着実に実施するよう要望します。

浦安市

4. 保健所機能の一部設置について

県は、地域経済の発展に寄与し、国内外への知名度の向上につながる観光振興を重要な施策に位置づけ、地域と一体となって観光立県を推進しています。

本市は、テーマパークやホテル、大型商業施設を有し、県内でも有数の観光地として、国内だけでなく海外からも多くの来訪者を集めていることから、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策について、市民を含めた滞在者の健康に関する危機に迅速かつ適切に対応する必要があります。

については、市民や滞在者の生命・身体上の安全を確保するため、より身近な場所で公衆衛生に係る施策や手続き等が進められるよう、保健所機能の一部について本市に設置するよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和4年2月3日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会長 松戸 徹

船橋市長 松戸 徹

市川市長 村越 祐民

浦安市長 内田 悦嗣